

「府民協働（笑働 O S A K A）事業」協賛要綱

（目的）

第1条 この要綱は、平成12年度に始まった協働事業「アドプト・プログラム」の10周年を契機に、産官学民のそれぞれの強みを活かした協働を推進し、地域活性化を図ることを目的に立ち上げた様々な協働における旗印である「笑働 O S A K A」の理念に則り、「府民協働（笑働 O S A K A）事業」を実施するにあたり、同事業の趣旨に賛同する各種団体等からの協賛について必要な事項を定め、同事業の促進につなげることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「府民協働（笑働 O S A K A）事業」とは、「笑働 O S A K A」の理念に則り、本府が府民や法人等、多様な主体との協働により実施する事業をいい、その趣旨は、協働への理解や参画を目的とし、協働による効果などを広く府民に発信することである。

2 この要綱において、「各種団体等」とは、「府民協働（笑働 O S A K A）事業」の趣旨に賛同する府民や、法人（営利、非営利を問わず活動する法人をいう。以下同じ。）及びその構成員、地方公共団体などをいう。

3 この要綱において、「協賛」とは、「府民協働（笑働 O S A K A）事業」に対し、各種団体等が本府の依頼に基づき行う、企画及び運営への参画や、金銭及び物品の提供、その他の協力をいう。

（協賛内容の決定）

第3条 「府民協働（笑働 O S A K A）事業」の実施にかかる、各種団体等の協賛内容については、本府及び各種団体等の協議により決定するものとする。

2 前項の協議にあたっては、あらかじめ本府が各種団体等に対し、「府民協働（笑働 O S A K A）事業」の事業の内容や各種団体等に依頼する事項等を記載した協賛依頼書（別紙様式1）により依頼するものとする。

3 前項の依頼を受けた各種団体等と本府の間で協議が整った場合、各種団体等は本府に対し、その協賛内容等を記載した協賛同意書（別紙様式2）を提出するものとする。

(協賛団体に認められる行為)

第4条 前条第3項の規定により協賛同意書を提出した各種団体等（以下、「協賛団体」という。）は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

(1) 提供物品への協賛団体名の掲載

協賛団体は、協賛同意書に基づき本府に提供する物品等（以下、この条において「提供物品等」という。）に団体の名称や団体の広報等を掲載することができる。

ただし、他の団体等を批判若しくは差別するような内容、その他本府が不適切な表現と判断するものは掲載できない。

(2) 大阪府のホームページへの掲載

掲載団体は、大阪府都市整備部のホームページまたは、笑働 OSAKA ホームページにおいて、団体の名称を掲載することができる。

なお、協賛団体へのホームページへのリンクなど名称以外の掲載については、別途本府との協議によるものとする。

(3) 協賛団体としての呼称

協賛団体は、自らが行う広告や提供物品等において「笑働 OSAKA 協賛団体」という呼称を使用することができる。

なお、当該呼称の使用にあたっては、大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準を順守しなければならない。

呼称例) 「〇〇は『笑働 OSAKA』の協賛企業です。」

呼称例) 「〇〇は『笑働 OSAKA』に協賛しています。」

呼称例) 「〇〇は『笑働 OSAKA』を応援しています。」

(4) シンボルマークの使用

協賛団体は、自らが行う広告や提供物品において、「笑働 OSAKA」のシンボルマークを使用することができる。

なお、シンボルマークの使用にあたっては、本府の定めるデザイン及び規格等（別紙3）を順守すると共に、大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準の規定を順守しなければならない。

(協賛依頼を行わない場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる各種団体等に対しては、第3条第2項の協賛依頼を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (3) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (4) 本府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けているもの
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)によるもの
- (6) 前各号に定めるほか、協賛依頼を行うことが、不適当であると認められるもの

(協賛依頼の取り消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第2項の規定により行った協賛依頼を取り消すことができる。

- (1) 協賛団体から協賛辞退の申し出があった場合
- (2) 協賛団体が前条各号のいずれかに該当すると認められる場合

(協賛事業の変更)

第7条 協賛内容を変更する場合は、本府と当該協賛団体が協議の上、決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本府が別に定める。

附則

この要綱は平成27年6月2日から施行する。

(別紙様式1)

事企 第 号
平成 年 月 日

(会 社 名)
(部 ・ 課 名)
(氏 名) 様

大阪府都市整備部事業管理室
室長 ○○ ○○

「府民協働（笑働OSAKA）事業」の協賛について（依頼）

平素は大阪府の都市整備行政に関し、ご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。
標記につきまして、「府民協働（笑働OSAKA）事業」協賛要綱」第3条に基づき、
下記のとおり、ご依頼します。

なお、本依頼書について、本府と協議が整った折には、別紙の「府民協働（笑働OSAKA）事業」の協賛について（同意）」へ記名・押印のうえ、大阪府都市整備部事業管理室
事業企画課総合調整グループへ送付願います。

記

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 1 協賛内容 | 水都大阪 笑働クリーンサポーターの活動支援
協賛金 ○○○○○円 |
| 2 協賛場所 | 大阪市営中之島公園付近 |
| 3 協賛期間 | 平成27年10月9日～平成27年10月12日 |
| 4 特記事項 | 特になし |

(別紙様式2)

平成 年 月 日

大阪府都市整備部事業管理室

室長 ○○ ○○ あて

(会 社 名)

(部 ・ 課 名)

(氏 名)

「府民協働（笑働OSAKA）事業」の協賛について（同意）

平成 年 月 日付け 第 号にて依頼のあった標記については、下記のとおり同意します。

記

- | | |
|--------|----------------------------------------|
| 1 協賛内容 | 水都大阪 笑働クリーンサポーターの活動支援
協賛金 ○○円 |
| 2 協賛場所 | 大阪市宮中之島公園付近 |
| 3 協賛期間 | 平成27年10月9日～平成27年10月12日 |
| 4 特記事項 | 既納の協賛金については、いかなる事由を問わず、
返納請求いたしません。 |

(別紙3) シンボルマークのデザイン及び規格について

1. 使用するシンボルマークの電子データの提供は本府より行う。
2. 使用する色は、アメリカ PANTONE 社の色見本による 298 番とすること。
なお、使用媒体により、これにより難しい場合は、本府と協議の上、他の色を使用することができる。
2. マークのみの使用、及び、マークとロゴタイプを組み合わせる場合、次のいずれかによるものとする。

